

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(交付の決定)</p> <p>第5条 [略]</p> | <p>(交付の決定)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>(基金事業交付金の実績報告)</u></p> <p>第5条の2 基金事業交付金の交付を受けた市町村等は、計画期間の最終年度の翌年度の知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 別に定める様式による基金事業交付金所要額精算書</p> <p>(2) 別に定める様式による基金事業対象収入額及び費用額実績報告書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p><u>(基金事業交付金の額の確定)</u></p> <p>第5条の3 知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき基金事業交付金の額を確定し、その旨を当該市町村等に通知するものとする。</p> <p><u>(基金事業交付金の返還)</u></p> <p>第5条の4 知事は、基金事業交付金の交付を受けた市町村等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該基金事業交付金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 当該基金事業交付金の交付の目的以外の目的に使用したとき。</p> <p>(2) 前条の規定により交付すべき基金事業交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える基金事業交付金が交付されているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。</p> <p>。</p> <p>(繰上償還)</p> |
| <p>(繰上償還)</p> <p>第11条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村等が、<u>当該貸付金の貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付けの条件に従わなかったとき</u>は、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。</p> | <p>(繰上償還)</p> <p>第11条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村等が<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。</p> <p>(1) 当該貸付金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。</p> <p>。</p> <p>(2) 当該貸付金の貸付けの条件に従わなかったとき。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 2・3 [略] | <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき</u> <u>—</u> 2・3 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。